

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年7月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1 20210701	株式会社愛濃技建(法人番号4200001026284) 代表者小林愛郷	岐阜県郡上市八幡町初納536番地の2	本社営業所	岐阜県郡上市八幡町初納536番地の2	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和3年6月25日、監査方針に基づき、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者台帳の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第2項)	0	0
2 20210705	大翔陸運株式会社(法人番号2180001110828) 代表者木村篤志	愛知県名古屋港区港栄4丁目3番17号都ビル築地2階	本社営業所	愛知県名古屋港区港栄4丁目3番17号都ビル築地2階	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和元年11月12日及び令和2年10月6日、死亡事故を引き起こしたこと等を端緒として、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年7月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
3 20210707	アジテーターサービス 有限会社(法人番号 8210002000151) 代表 者杉本元	福井県福井市江上町第48 号1番地1	本社営業所	福井県福井市江上町第48 号1番地1	輸送施設の使用停止 (160日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第4号	令和2年9月2日及び令和2年9月30日並びに令 和2年11月18日、関係機関からの情報を端緒と して、監査を実施、13件の違反が認められた。 (1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送 事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時 間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第3条第4項)、(3)定期点検未 実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3 条の2)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2 項)、(5)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の 記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義 務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 9条)、(8)運転者台帳の作成義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、 (9)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車 運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10) 特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、 (11)特定の運転者に対する運転適性診断未受 診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条 第2項)、(12)社会保険等未加入(貨物自動車運 送事業法第24条の4)、(13)事業報告書及び事 業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法 第60条第1項)	16	16

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年7月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
4 20210707	有限会社アジテータサービスオガワ(法人番号9200002020967)代表者小川晴司	岐阜県土岐市鶴里町柿野413番地	本社営業所	愛知県春日井市中切町32番地	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号	令和2年9月15日、監査方針に基づき、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号)、(2)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(3)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	7	7

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和3年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
5 20210714	マルティ運輸株式会社 (法人番号 5180001028893) 代表 者竹内永二	愛知県春日井市上条町五 丁目77番、78番1、86番1	本社営業所	愛知県春日井市上条町五 丁目77番、78番1、86番1	輸送施設の使用停止 (140日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条の 4	令和2年11月9日及び令和2年11月16日並びに 令和2年12月14日、関係機関からの情報を端 緒として、監査を実施。13件の違反が認められ た。(1)整備管理者の研修受講義務違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(2) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の 記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、 (5)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計に よる記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第9条)、(7)運転者台帳の記載事項等 不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9 条の5第1項)、(8)特定の運転者に対する運転 適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安 全規則第10条第2項)、(9)一般講習受講義務違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条 第1項)、(10)運行管理補助者の要件違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、 (11)損害賠償の支払能力確保義務違反(貨物 自動車運送事業法第24条の4)、(12)事業報告 書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運 送事業法第60条第1項)、(13)自動車に関する 表示義務違反(道路運送法施行規則第65条)	14	14

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年7月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
6 20210714	有限会社豊栄運送(法人番号7080002005231) 代表者岡本繁正	静岡県静岡市葵区岳美12-59	本社営業所	静岡県静岡市葵区岳美12-59	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和2年11月11日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)事故の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(9)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の3)	3	3
7 20210714	有限会社ワイエスサービス(法人番号1180002039150) 代表者小島節子	愛知県名古屋港区正徳町3丁目96	名古屋営業所	愛知県名古屋港区知多3丁目316番地	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和2年10月23日、監査方針に基づき、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点検整備記録簿等の記載事項不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(8)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年7月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
8 20210714	有限会社藤井商運(法人番号3200002020634) 代表者藤井貴弘	岐阜県多治見市池田町九丁目43番地	本社営業所	岐阜県多治見市池田町九丁目43番地	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和2年10月30日、監査方針に基づき、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	2	2
9 20210716	株式会社若竹流通(法人番号2180001024094) 代表者益田市子	愛知県名古屋市中白区植田山3-1905	本社営業所	愛知県名古屋市中白区植田山3-1905	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	令和3年1月27日及び令和3年2月5日、酒気帯び運転をしたことを端緒として、監査を実施。16件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)定期点検未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(13)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(14)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(15)運行管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(16)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	9	9

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について(令和3年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
10 20210730	株式会社ウエスト1(法人番号7180001064581)代表者中崎玄	静岡県磐田市長須賀89番地	本社営業所	静岡県磐田市長須賀字長須賀89番地	輸送施設の使用停止(175日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和2年10月7日及び令和2年10月15日、監査方針に基づき、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(3)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)定期点検未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(5)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(6)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)運行記録計による記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(9)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(12)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(13)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(14)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	18	18

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。